

医療法人社団 明芳会 イムス横浜狩場訪問看護ステーション

訪問看護（介護予防訪問看護） 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 明芳会（以下、「運営法人」という。）が開設する医療法人社団 明芳会 イムス横浜狩場訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師等（以下「看護職員等」という。）が、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団 明芳会 イムス横浜狩場訪問看護ステーション
- 二 所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町 219 丸大狩場ビル 1 階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- 二 看護職員等 3名（常勤 3名）
看護職員等（准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という。）、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書等」という。）を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護職員等は、訪問看護等の提供に当たる。
- 三 理学療法士、作業療法士（イムス横浜狩場脳神経外科病院との兼務）
1名以上配置する。訪問看護（在宅におけるリハビテーション）の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日と12月31日から1月3日までを除く。
 - 二 営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 2 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。
- 一 サービス提供日 : 月曜日から金曜日までとする。但し祝日は除く。
 - 二 サービス提供時間 : 午前9時から午後5時までとする。
- 3 前2項のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。また、電話等による連絡は24時間可能とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 療養上の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 認知症患者の看護
- 六 療養生活や介護方法の指導、相談
- 七 カテーテル等の管理
- 八 その他医師の指示による医療処置
- 九 リハビリテーション

(訪問看護等の利用料)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

- 2 訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。
- 一 死後の処置 15,000円
 - 二 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり100円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事

業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護職員等は訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、保土ヶ谷区、南区、戸塚区、西区、港南区、旭区とする。

ただし、南区は別所六丁目～七丁目、別所中里台、中里、井土ヶ谷上町、井土ヶ谷中町、井土ヶ谷下町、永田台、永田みなみ台、永田山王台、永田北一丁目～三丁目、永田南一丁目～二丁目、永田東一丁目～三丁目、清水ヶ丘、弘明寺町、六ツ川一丁目～四丁目のみとする。

戸塚区は平戸一丁目～五丁目、平戸町、品濃町、前田町、秋葉町、柏尾町、上柏尾町、名瀬町、川上町、舞岡町のみとする。

西区は東久保町、元久保町、久保町、境之谷、藤棚町一丁目～二丁目のみとする。

港南区は、芹が谷一丁目～五丁目、下永谷一丁目～六丁目のみとする。

旭区は市沢町、左近山のみとする。

(苦情に対する対応方針)

第10条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての重要事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 繼続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は令和6年6月1日から施行する。

この規程は令和6年7月19日から改訂する。

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1. 訪問看護事業の概要

名 称 イムス横浜狩場訪問看護ステーション
所 在 地 横浜市保土ヶ谷区狩場町219 丸大狩場ビル1階
連 絡 先 電話 045(315)2661 FAX 045(315)2668
代 表 者 医療法人社団 明芳会 理事長 中村 哲也
事業所番号 1460690289
管 理 者 佐藤 玲奈
従 事 者 看護師:常勤3名(管理者含む) 非常勤0名
理学療法士:常勤0名 非常勤3名
作業療法士:常勤0名 非常勤2名
事務職員:常勤1名 非常勤0名
開設年月日 令和6年6月1日
通常の訪問地域 事業所から3Km圏内(車で片道15分以内)

2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	医療法人社団明芳会が開設するイムス横浜狩場訪問看護ステーションが行う訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員・管理運営に関する事項を定め、訪問看護の必要な利用者に対し、看護師等が適正な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	1) 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を目指した在宅療養支援をします。 2) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30(受付17:00)

・休日は、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/31～1/3)

4. 訪問看護サービスの内容

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①病状・障害の観察 | ②清潔、食事、排泄等の日常生活の援助 |
| ③リハビリテーション | ④褥瘡の予防・処置 |
| ⑤終末期のケア | ⑥精神・心理面の援助 |
| ⑦カテーテル等の管理 | ⑧療養生活や介助方法の指導 |
| ⑨その他医師の指示による医療的処置 | |
- ・ 主治医と密接な連携をとりながら、安全な看護ケアの提供に努めています。
 - ・ 「特別管理体制」届出施設です。

5. 訪問看護の申し込みおよびサービス提供方法

- 1) ご本人やご家族の方から直接、または介護支援専門員等からお申し込み頂き、利用者のお宅を訪問いたします。その際、必ず主治医の『訪問看護指示書』が必要となります。
- 2) 初回訪問時、利用者およびご家族と面接し、課題を把握・分析し、「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス支援計画」に基づき、「訪問看護計画」を立てサービスを開始いたします。

- 3) 「訪問看護計画」は、利用者および家族に説明の上、その内容の同意を得て作成し、その計画を交付いたします。
- 4) 厚生労働大臣の定める疾病および状態に至った場合、介護保険から医療保険に変更になることがあります。
※厚生労働大臣が定める疾病等：
 - ①末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホ-エイタル重症度 ≥ 3 以上かつ生活機能障害度Ⅱ度又はⅢ度）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オーリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態
 - ②急性増悪等による特別指示書の発行期間
- 5) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付する「サービス利用表」を提示してください。また、これらの内容に変更が生じた場合は、必ず再度提示してください。

6. 利用時間及び利用回数等

- 1) 居宅サービス計画、または介護予防サービス支援計画に定められた訪問看護時間および回数に基づいて、訪問看護サービスを提供いたします。
- 2) 介護保険から医療保険に変更になった場合は、医療保険の基準に準じて提供します。

7. 利用料および利用者負担

- 1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、介護保険法の法定利用料に基づく金額で別記の「利用料金表」のとおりです。
- 2) 利用者負担金のお支払いは、原則月末締めにて翌月末に自動引落し（サービス提供後、翌月の27日引落しとなります）
自動引落しが難しい場合は、請求書が届き次第、振込（手数料は利用者様負担となります）、またはイムス横浜狩場脳神経外科病院の外来窓口（月～金曜日 9:00～16:30 / 土曜日 9:00～12:00）でのお支払いとなります。
※請求書を15日頃郵送し、金額をお知らせします。
- 3) 居宅サービス計画を作成しない場合や居宅サービス計画を作成する前にサービスを利用した場合は「償還払い」になります。一旦、利用者が利用料（10割）を支払い、その後区市町村に対して保険給付分（7～9割）を請求していただくことになります。その際は、「サービス提供証明書」を発行いたします。
- 4) 要介護・要支援認定前にサービスを提供する場合、非該当（自立）と判定された場合には利用料が全額自己負担となります。
- 5) 医療保険に変更の場合は、それに伴う利用料および利用者負担の変更があります。

8. 緊急事態および事故発生時の対応

- 1) 訪問看護師は、訪問看護実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行ないます。主治医に連絡が取れない場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。なお、その講じた措置について、速やかに管理者および主治医に報告いたします。
- 2) 緊急時の対処を講じるにあたり、ご家族等の連絡先を明確にしていただく必要がございます。
- 3) 訪問看護師が、訪問看護実施中に生じた看護事故等に関しては、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じます。

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領に基づき、横浜市健康福祉局介護事業指導課へ報告いたします。

9. 経過観察・再評価

- 1) 訪問看護サービス提供の経過において、病状の変化、状態の変化に応じ、訪問看護計画の修正をし、サービスを提供いたします。
- 2) 主治医や介護支援専門員、又は地域包括支援センター担当者と相談をし、居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画の修正等に関する援助を行ないます。

10. キャンセル

利用者の都合で予定されたサービスをキャンセルする場合は、サービス利用の前日までに当事業所にご連絡下さい。ただし、利用者の病態の急変、入院や不幸等やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。

※キャンセルした場合、キャンセル料が生じます。料金に関しては料金表を参照下さい。

11. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- 1) サービス担当者は、常時身分証を携帯し、利用者やご家族の求めに応じ、いつでも提示いたします。
- 2) 訪問看護師は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いはできません。
- 3) 訪問看護師は、介護保険制度等により「利用者（要介護者）の心身の機能回復のために療養上の世話や診療の補助をおこなうこと」とされています。これ以外の業務（調理・買い物・掃除等の家事一般）はお引き受けできませんのでご了承下さい。
- 4) 訪問看護師等に対する贈り物や茶菓子の接待等は、一切ご遠慮させていただきます。

12. 苦情窓口

利用者に提供されたサービスに苦情がある場合は、事業所、介護支援専門員、市区町村等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

	担当	電話	FAX
事業所	所長 佐藤 玲奈	045-315-2661	045-315-2668
神奈川県	神奈川県国民健康保険団体連合会 月～金 8時30分～17時15分・土日祝 日年末年始除く	045-329-3447	
横浜市（本庁）	介護事業指導課	045-671-2356	
横浜市保土ヶ谷区		045-334-6394	
横浜市南区		045-341-1138	
横浜市戸塚区		045-866-8452	
横浜市旭区		045-954-6061	
横浜市港南区		045-847-8495	
横浜市西区		045-320-8491	

13. その他

- 1) 法人の概要 名称：医療法人社団 明芳会
代表者：理事長 中村哲也

所在地： 東京都板橋区小豆沢二丁目 12 番 7 号

連絡先： 電話 03-3967-1181

定款の目的に定めた事業：

- ・病院・診療所の経営
- ・老人保健施設の経営
- ・看護専門学校の経営
- ・訪問看護ステーションの経営
- ・介護保険に関連する事業の経営
- ・その他これに付随する事業

2) イムス横浜狩場訪問看護ステーションの事業および特徴

- ・看護師養成等の実習施設
- ・その他の関連施設
- ・グループ病院との連携

3) ・訪問看護利用料は医療費控除の対象になりますので、領収書は保管してください

- ・領収書の再発行は出来ませんのでご了承ください

4) 当事業所の事業体制については「神奈川介護サービス情報の公表」制度により情報を公表しております。

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業所 所在地：横浜市保土ヶ谷区狩場町 219 丸大狩場ビル 1 階

名 称：医療法人社団 明芳会

イムス横浜狩場訪問看護ステーション

管理者：佐藤 玲奈

説明者： 印

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所：_____

氏 名：_____ 印

代理人 続柄 住 所：_____

氏 名：_____ 印

利 用 料 金 表

(令和6年6月1日現在)

【介護保険の法定利用料および利用者負担】

1. 介護予防訪問看護料金

時 間	介護給付費 単 位 数 (× 11.12)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
20分未満(夜・朝・深夜のみ)	303単位	337円	674円	1,011円
30分未満	451単位	502円	1,003円	1,505円
30分から1時間未満	794単位	883円	1,766円	2,649円
1時間以上1時間半未満	1090単位	1,212円	2,424円	3,636円

訪問看護料金

時 間	介護給付費 単 位 数 (× 11.12)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
20分未満(夜・朝・深夜のみ)	314単位	350円	699円	1,048円
30分未満	471単位	524円	1,048円	1,572円
30分から1時間未満	823単位	916円	1,831円	2,746円
1時間以上1時間半未満	1128単位	1,255円	2,509円	3,763円

※交通費は、通常の訪問看護地域の場合所定単位数に含まれる

※早朝(6~8時)・夜間(18~22時)は25%、深夜(22~6時)は50%増し

2. 理学療法士等による介護予防訪問看護料金

理学療法士等による訪問の場 合 1回20分	294単位	327円	632円	948円
1日に2回を超えて理学療法 士等による訪問看護を行った 場合(50%)	142単位	158円	316円	474円

理学療法士等による訪問看護料金

理学療法士等による訪問の場 合 1回20分	294単位	327円	654円	981円
1日に2回を超えて理学療法 士等による訪問看護を行った 場合(90%)	265単位	295円	590円	884円

※理学療法士等によるリハビリは1回20分とし、1週間に6回を限度とする。1日に2回を超えて行う

場合は、訪問看護は1回につき90/100、予防訪問看護は50/100を乗じた単位数で算定する

※理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の

一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が連携し作成することとする。

※理学療法士等による（予防）訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを

中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けであること等を利用者に

説明し、同意を得ることとする。

3. 加算料金

項目	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
※特別管理加算（I）（月1回） 特別管理加算（II）（月1回）	500単位	556円	1,112円	1,668円
	250単位	278円	556円	834円
※ターミナルケア加算 (適応時)	2,500単位	2,780円	5,560円	8,340円
退院時共同指導加算 (月1～2回)	600単位	668円	1,335円	2,002円
※緊急時訪問看護加算Ⅱ (月1回)	574単位	639円	1,277円	1,915円
初回加算Ⅰ	350単位	390円	779円	1,168円
初回加算Ⅱ	300単位	334円	668円	1,001円
複数名訪問看護加算Ⅰ（30分 未満、30分以上）看護師同行	254単位	283円	565円	848円
	402単位	447円	894円	1,341円
複数名訪問看護加算Ⅱ（30分 未満、30分以上）看護補助者 同行	201単位	224円	447円	671円
	317単位	353円	705円	1,058円
長時間訪問看護加算 (1回に付1時間30分以上)	300単位	334円	668円	1,001円
看護・介護職員連携強化加算	250単位	278円	556円	834円

※緊急時訪問看護加算は、別に契約が必要です。臨時訪問時の要した時間に応じ、訪問看護料金が発生します。1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る換算を算定する。

※特別管理加算は、厚生労働大臣が定める状態にある者（医療機器等を使用する者等）として定められている

利用者に行われる管理のことです。

- ①特別管理加算（I）：・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

- ②特別管理加算（Ⅱ）：
- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
 - ・在宅血液透析指導管理
 - ・在宅酸素療法指導管理
 - ・在宅中心静脈栄養指導管理
 - ・在宅成分経管栄養指導管理
 - ・在宅自己導尿指導管理
 - ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - ・在宅自己疼痛患者指導管理
 - ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ・人工肛門・人工膀胱設置している状態
 - ・重度の褥瘡（真皮を超える褥瘡の状態）
 - ① NPUAP 分類Ⅲ度又はⅣ度 ②DESIGN 分類 D3,D4,D5
 - ・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

※「ターミナルケア加算」はご自宅で行われる終末期の看護のことです。

※特別管理加算と緊急時訪問看護加算、区分支給限度基準額の算定対象外となる。

【介護保険法定外の利用料】

1. 交通費：

通常の訪問看護実施地域（保土ヶ谷区、南区、戸塚区、港南区、旭区、西区一部地域、詳細は事業所へ

お問い合わせ下さい）の交通費はかかりません。

通常の訪問看護地域以外の場合、交通費の実費をご負担していただきます。

実施地域を超えた所から片道分を1キロメートル未満100円

2. 介護保険支給限度額を越えた訪問看護利用料は、10割負担となります。

3. ケアプラン上の訪問看護時間を超過した場合の訪問看護利用料

営業時間内30分毎に、1,000円（15分超過から適応となります）

営業時間外30分毎に、2,000円

4 死亡時の看護

死亡時のご遺体のお世話等 15,000円 税別

5. その他の費用

おむつ等を使用した場合、実費相当額をいただきます。

6. キャンセル料

サービス前日17時までの連絡 無料

サービス利用日当日の連絡 当該基本料金の10%

当日連絡がない場合 当該基本料金の100%

以上のようにさせて頂きますのでご了承ください。

※訪問看護は医師の指示に基づいて実施されるものであり、1ヶ月～6ヶ月を有効期限とし
『訪問看護指示書』が発行されます。

その際、主治医の医療機関において利用者一部負担金が発生いたしますことをご了承ください。